

令和2年第5回山北町議会臨時会（10月7日）

議長 長 皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして、10月1日付で採用されました防災官の紹介が副町長からありますので、副町長よろしく願いいたします。

副町長。

副町長 それでは、10月1日付で川上防災官を採用いたしましたので、紹介させていただきます。はい、お願いします。

防災監 10月1日付で総務防災課の防災官として採用いただきました川上健二と申します。前職につきましては、陸上自衛隊、御殿場市にあります駒門駐屯地、そこの第一高射特科大隊で勤務をしておりました。第一高射特科大隊は、神奈川県西部地域、県西地域、2市8町を災害対応する部隊であります。これから、山北町に勤務するに当たりまして、防災官として、山北町のために、誠心誠意努力していきたいと思っております。皆様からよろしく御指導・御鞭撻をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいまから令和2年第5回山北町議会臨時会を開会いたします。

(午前9時30分)

副町長。

町長。

町長 長 皆さん、おはようございます。本日は、令和2年第5回山北町議会臨時会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たり、一言御挨拶を述べさせていただきます。

まず初めに、先月上旬には台風9号、10号が立て続けに九州地方に接近し、広範囲にわたって大雨や暴風となり、土砂災害や大規模な停電などによる被害が発生しました。今月5日には、日本の南の海上で台風14号が発生し、ゆっくりと西へ進んでいます。気象庁によりますと、現在、台風の進路を予測するのは難しいということですので、本町といたしましても、今後の情報を注視し、万全の備えをしまいたいと考えております。

さて、国政におきましては、8月28日に安倍晋三総理大臣が、体調不良を理由に総理の職を辞任する意向を表明されたことにより、自由民主党総裁選

挙が行われ、菅義偉前官房長官が第26代総裁に選ばれました。そして、先月16日には、衆参両院の総理大臣指名選挙において、菅氏が第99代総理大臣に選出され、菅新内閣が発足しました。

菅総理の会見では、最優先の課題である新型コロナウイルス感染症への適切な対応はもとより、目まぐるしく変化する社会経済情勢を的確に捉えた経済成長戦略、社会保障制度改革、外交や安全保障、そして地方における人口減少対策など、我が国の将来に関わる重要課題の解決に向けて取り組む考えが示されました。

本町におきましても、以前から、移住・定住施策に積極的に取り組んでおりますが、残念ながら9月1日の時点で人口が9,997人と、1万人を下回ってしまい、人口減少に歯止めがかからない状況が続いております。そのため、秋田県出身であり、横浜市議会議員も務めた菅総理におきましては、地方の活力が沸き上がるような施策、特に人口減少対策について取り組んでいただけることを期待しております。

さて、スポーツ界におきましては、女子テニスの大坂なおみ選手が、アメリカで開催された全米オープンの決勝戦で、フルセットに及ぶ激闘の末、見事勝利を収め、2018年大会以来の2年ぶりとなる優勝を果たすとともに、4大会での優勝回数を、通算3回へと更新する偉業を成し遂げました。コロナ禍の中、このような輝かしい成績を収められたことはもとより、世界中で賛否両論はあるものの、大会を通じて人種差別撤廃を訴え続けた勇気ある行動に敬意を表したいと思います。

大坂選手は、現在開催されている全仏オープンにつきましては、残念ながらコンディションを整える期間が短いため欠場しておりますが、しっかりとコンディションを整え、今後の大会でも勝利を重ねていただきたいと思っております。

さて、令和2年第5回山北町議会臨時会で御審議いただきます案件は、令和2年度一般会計補正予算案件1件、令和2年度山北町商品券特別会計補正予算案件1件の合計2件を提出させていただきましたので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

議

長

臨時会の議会運営につきましては、本日、午前9時から議会運営委員会を

開催し、審査を行っておりますので、委員長から審査報告を求めます。

議席番号13番、石田照子議会運営委員長。

13 番 石 田 皆様、おはようございます。それでは、議会運営委員会の審査報告を申し上げます。

本日、午前9時から役場401会議室において、委員6名、議長の出席の下、令和2年第5回山北町議会臨時会の運営について審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

提出議案はお手元に配付されておりますように、補正予算案件2案件であります。

審議方法は、本会議即決とし、会期は本日1日限りといたしました。

以上で議会運営委員会の審査報告を終わります。

議 長 議会運営に対する委員長の審査報告が終わりましたので、臨時会の会期は委員長報告どおり、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、会期は本日1日限りと決定いたしました。

会議録署名議員に議席番号2番 山崎政司議員、議席番号9番 児玉洋一議員の2名を指名いたします。本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第69号 令和2年度山北町一般会計補正予算第6号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第69号、令和2年度山北町一般会計補正予算（第6号）。

令和2年度山北町の一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,769万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ69億9,301万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年10月7日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は、国・県の補助金を活用した新型コロナウイルス感染症追加対策として、歳入歳出それぞれ4,769万2,000円を増額補正するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財務課長 それでは、議案第69号、令和2年度山北町一般会計補正予算（第6号）について、御説明いたします。

今回の補正予算は、国及び県の補正予算などによる、新型コロナウイルスの追加対策の補正予算でございます。

2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正です。歳入につきましては、15款国庫支出金及び16款県支出金を4,769万2,000円増額補正するものでございます。

歳出につきましては、4款衛生費及び6款商工費を歳入と同額を補正するものでございます。

次に、事項別で御説明いたします。4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、歳入でございます。15款国庫支出金、2項国庫補助金、8目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、3,899万8,000円の増額です。インフルエンザ町助成分や商品券プレミアム分などの増額でございます。

次に、16款県支出金、1項県補助金、3目衛生費県補助金は869万4,000円の増額でございます。県で、主に65歳以上のインフルエンザ接種を無償化するもので、1人当たり2,300円の補助でございます。

次に、歳出でございます。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は、1,415万8,000円の増額でございます。

説明欄の予防接種事業の印刷製本費は、封筒代、通信運搬費は郵送料でございます。

予防接種委託料は、県の補助で主に65歳以上の町民にインフルエンザ予防接種をする費用で、予防接種費用助成金につきましては、ゼロ歳から18歳までの方及び妊婦の方に、町独自でインフルエンザ予防接種費用を助成をする

ものでございます。

次に、6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費は300万円の増額でございます。中小企業小規模事業者等持続化支援助成金は、3密対策やワーケーション等の実施に、町独自で3分の2の補助を実施するものでございます。

4目商品券特別会計繰出金は3,053万4,000円の増額でございます。こちらは、商品券の事務費とプレミアム分を商品券特別会計に繰り出しをするものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第69号について、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13 番 石 田 13番、石田でございます。

町独自の6か月から18歳までの予防接種についてなんですけれども、町内の医療機関プラス町長が認めた医療機関ということなんですけれども、おおよそ、その対象となる医療機関はどのぐらいあるんでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 はい、お答えします。

町内の医療機関につきましては、4つの医療機関になります。町外につきましては、直接調べてはおりませんが、20施設ほどになるかと思っております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 医療機関によっては、接種料というのがその医療機関ごとに定められて金額が違うと思うんですけれども、一番高いところで大体どのくらいなのかお分かりでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 はい、お答えします。

大体4,000円程度というふうに聞いております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 そうしますと、今回の助成というのが、1回目が3,600円、2回目が2,000円ということで、各医療機関統一の金額を定めているんですけれども、これ

は医療機関に承諾を得たんだと思うんですけども、独占禁止法には抵触しないでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 はい、本来であれば、手数料等も含めてお支払いすべきところですが、そこも含めて、この金額でということをお願いしております、その独占禁止法には当たらないというふうには思っております。

議 長 ほかにございませんか。

4 番、熊澤友子議員。

4 番 熊 澤 4 番、熊澤です。

町外は町長が認めたところとおっしゃいましたけども、これは受ける前に提出するという形ですか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 こちらにつきましては、個々に全て通知をお出しします。その中に、通知の中に町外で受けられる方につきましては、領収書を持って、町のほうに申請をしていただきたいということで、償還払いになります。ですので、かかった費用を、その分を領収書により確認をして、受けられた方に戻すということでございます。

議 長 熊澤議員。

4 番 熊 澤 それでは、この病院は駄目、ここはよろしいという形ではなくて、自分が受けたいところで受けていいという形でよろしいですか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 はい、そのとおりでございます。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

12 番、富田陽子議員。

12 番 富 田 商工業振興費の中小事業小規模事業者等持続化支援助成金、これの説明がこの別紙の説明だと思うんですが。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 お手元の卓上配付をさせていただきましたA3の資料でございます。こちらで、左側からずっと5月から8月の補正までという形で載せているもの、そして、右の二重の枠の関係で載せているものという形で載りますが、今回、

補正として提案させていただくものは、この右端の内容になりまして、仮称で持続化補助金（コロナ対応型）、こちら300万を計上させていただいてるものでございます。

以上です。

議長 富田陽子議員。

12番 富田 田 この助成等の主な要件のところ。

議長 富田 商工観光課長。

商工観光課長 こちらに新しく制度化を、予算に入れさせてもらっているこちらの補助金なんですが、新型コロナウイルスの感染症の関係で、実際に具体的に対策に取り組む、経営を戻す、もしくは拡充するという形のを計画的に実施する事業者さんに対して、それを支援させていただくものでございます。

助成の主な内容のところの欄に、補助対象経費の6分の1以上がという形で、AからDまでそれぞれございます。とても分かりやすく言いますと、例えば3密対策という形で、御自身で補助事業という中で、例えばパーテーションを設置する、もしくは例えば、非接触型の関係で電子決済をする。そういったようなシステムを導入したりする場合の補助金を計画的に実施する場合、こちらの補助を活用できるというものでございます。

以上です。

議長 富田陽子議員。

12番 富田 田 この主な要件は、A、B、C、Dと、あと下の点がありますが、これが全て満たされないというわけではなく、どれか一つに当てはまればということなんでしょうか。

議長 富田 商工観光課長。

商工観光課長 こちら、お手元の資料で、ぼちで5つほどございます。一番上がA、B、C、Dがありますが、これが、まず、いずれか6分の1乗の経費を掛けていただく部分になります。それ以外に4つほど、経営計画に基づき実施する取組、商工会の助言を受けながらの取組、こちらございますが、これらは全て具備していただく条件という形になっております。

議長 富田陽子議員。

12番 富田 田 多分、これまでに、こういう3密対策を既に実施している事業体とかある

かと思うんですけど、これもこの受付期間前にそういうことに使った経費というのは見てもらえるものなんでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長 こちらにつきましては、先ほど、経営計画という形で御説明させていただきました。ですから、今後、計画に基づいて事業を進めたいという形のことを想定しております。

議 長 よろしいですか。

児玉洋一議員。

9 番 児 玉 関連です。9番、児玉でございます。

今の事業ですね、この予算が300万という形になってますけれども、ここが、上限がこれ50万円という形になってますが、現状で例えば何社ぐらい想定しているとか、そういう考えというのはあるんですか。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長 はい、こちらにつきましては、現状はというよりも、あくまでも大枠で捉えております。あくまでも例えば事業費の中で最大150万円かかった場合には、すみません、50万円の補助金までという形になっていますが、実際に3分の2の金額が50万円に満たないこと当然あると思います。そうなった場合にはその関係で10万円とか5万円という形で頭打ちにはなりますが、金額のほうを切らせていただきながら対応させていただきたいと思っております。事業者数等は、まだ今のところ考慮されておられません。

議 長 児玉洋一議員。

9 番 児 玉 主な要件のところのBのワーケーション等の環境整備というものありますけど、今コロナ禍ではやりの言葉だと思います。この辺りがちょっとどういったところが具体的なワーケーションに当たるのかとか、何かこう町として、これがワーケーションなんだなみたいな、想定できる具体的な事例みたいなものというのはございますか。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長 一般的にワーケーション、お仕事、ワーク、それとバケーション、観光という形のを組み合わせた造語がワーケーションいうものになっております。



こちらは、観光事業者向けのイメージを持っていただければと思いますが、お仕事するにはやはりインターネット環境など整えなきゃいけない。そういった場合にはW i - F i の設備などを想定している、しないといけないと思います。ですので、例えばW i - F i の施設を導入したいよと、そういった場合に、国費までは、お金的には要らない。ただ、もうちょっと小回りの利くものがないかという形で、補助事業として活用できないかという形で、提案させていただいてるような内容でございます。

議 長 児玉洋一議員。

9 番 児 玉 先ほど、説明の中で、今ある企業が追加というか、あと改良であったりとか、そういったものに充てる新規事業者みたいな、それを考えて新しく会社を起こしたいとか、ワーケーションビジネスをちょっと立ち上げたいんだみたいな人があった場合でも、計画性があれば、この補助金は適用がなされるという考え方でよろしいでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 現状、こちら今までの既存の事業者さんがメインなのかなというようなイメージで予算化をさせてもらっているものですが、当然、創業ということも出てくるかもしれません。そういった場合には、適宜、商工会さんとも連携させてもらっている事業でございますので、その中で対応させていただければと考えております。

議 長 ほかにございませんか。

質疑ございませんか。よろしいですか。

質疑が終わりましたので、議案第69号について、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、採決いたします。

議案69号について、議案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第69号は原案どおり可決されました。

次に、日程第2、議案第70号、令和2年度山北町商品券特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町長

議案第70号、令和2年度山北町商品券特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度山北町の商品券特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億53万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億743万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年10月7日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は、プレミアム付商品券を発行するため、歳入歳出それぞれ1億53万4,000円を増額補正するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長

商工観光課長。

商工観光課長

それでは議案第70号、令和2年度山北町商品券特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

7ページ、8ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、1款の財産収入及び3款繰入金で1億53万4,000円の増額補正で、補正後の予算額は1億743万5,000円とするものでございます。

次に、歳出につきましては、1款の商品券売払費を歳入と同額の1億53万4,000円に増額するものです。

9ページ、10ページを御覧ください。

事項別明細書で御説明いたします。

2、歳入でございます。1款1項1目の物品売払収入につきましては、プレミアム付商品券の売払収入でございますが、町民1万人に対し、販売予測率を考慮して7,000万円増として計上しております。

次に、3款1項1目の一般会計繰入金でございますが、プレミアム付商品券の販売に係る事務費及びプレミアム率となる30%相当額の2,100万円で3,053万4,000円を計上しております。

3、歳出でございます。

1款1項1目の商品券売払費につきましては、総額1億53万4,000円を増額するものです。まず、商品券売払事業として、総額9,932万9,000円を計上しております。こちらの内訳でございますが、需用費につきましては、商品券自体の印刷、製本費と商品券の販売に係る事務経費でございます。

役務費につきましては、購入申込みをされた方への購入引換券にかかる郵送料でございます。

委託料につきましては、申込みを受けた方への購入引換券の発送に際し、送付先に関するデータを印刷及び発送する業務の委託料でございます。

負担金補助及び交付金につきましては、今回のプレミアム付商品券に関する問合せを受けるコールセンター業務を商工会で担っていただくための助成金でございます。

償還金利子及び割引料は、プレミアム付商品券の換金代金でございます。商品券の売払収入の額7,000万円と30%のプレミアム相当額が2,100万円の合計額となる9,100万円でございます。

また、今回のプレミアム付商品券の販売業務に際し、会計年度任用職員を3名任用させていただく予定ですので、この経費として、説明欄に記載されているとおり、報酬、職員手当等、旅費、役務費として120万5,000円を計上しております。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第70号について、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13番 石田 13番、石田でございます。

この購入方法ですけれども、発送は順次、一斉発送ではなくて、順次、密を避けるために順次発送するというお考えはまだ変わらないですか。

議長 商工観光課長。

商工観光課長 こちらにつきましては、順次の発送という形をさせていただきたいと思っております。一度に送ってしまいますと、どうしても受付を、換金というか、できる場所が、役場の庁舎、清水支所、三保支所、こちらの3か所のみとなっ

ておりますので、どうしてもそこに密が発生する可能性が高いです。ですので、日を分けながら、分散しながら発送させていただきたいと考えております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 この商品券が使用できる期間というのは3か月ですよね。3か月という短い中で、その差が出るというのは不公平感もあるのではないかと思うんですけども、その辺はどのようにお考えなんでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 利用期間に差が出るというのは、確かに、不公平感というのを感じるかもしれませんが、やはり、もしまかり間違ってもコロナにかかってしまう。そのリスクのほうをやはり最大限考えなければいけないという形で、購入引換券は分散という形で考えているものですので、そこは購入される方にも御理解をいただきたいところでございます。

以上です。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 厳重に対策をとるということは理解できますけれども、そうしますと、一番短くなる場所というんですか、そういう方はどのくらい使用期間が短くなるんでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 こちら、実際に申込みをされる件数によって全てが変わってくると考えております。ですので、例えば、件数が非常に少なかった場合だったら、それこそ1日で事が済んでしまうかもしれませんが、それなりに、やはり想定1万件という形で出した場合には、それなりの日数というのがかかってしまいます。こちらは、極力期間は短くはしたいものは考えていますけど、そこら辺については、実際に取扱いをしてみないと何とも言えませんので、御理解いただきたいところだと考えております。

議 長 ほかにございませんか。

8 番、清水明議員。

8 番 清 水 8 番、清水でございます。

関連でございますが、かなりいろいろなところで販売に関して、トラブル

が起っています。それについてはならないようにということですが、やはり、石田議員も質問したように御理解願いますだけでは、お金の関係が関わってきますから、やっぱり不公平感が出てくる。それについては、やはり何らかの対応を考えていると思いますが、理解していただくだけでは、ちょっと混乱が目に見えるような気がします、その点についてはいかがでしょうか。

議 長 副町長。

副 町 長 不公平感ということをおっしゃいますけど、3か月の期間があった中で、1か月、2か月差が出るということではなくて、かかっても数日というふうなことを想定してますので、3か月のうちの数日、例えば1日、2日というようなときになる。1か月間使えなくなる、差が出ると言ったら不公平感が当然出るんですけども、その辺のところは、我々としては、密の関係を避けるための中で、数日という形のものになって、3か月の場合の数日ということで、その辺のところは理解していただけるんじゃないかというふうに考えています。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 配慮されているということについては、私も理解をいたします。ただ、そのところをやはり広報する必要があると思うのですが、それについてはいかがお考えでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 こちらの購入に、広報周知の関係ですが、特にあの町民周知につきましては、11月に、今回、こちらで御承認いただける場合には、町の広報で、そこら辺について発送させてもらうと同時に、当然ホームページなどでも周知のほうは実施したいと考えております。

議 長 ほかにございませんか。

質疑が終わりましたので、議案第70号について、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、採決いたします。

議案第70号について、原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議

長 起立全員。よって、議案第70号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、令和2年第5回山北町議会臨時会の議事日程を終了いたしましたので閉会といたします。 (午前10時04分)